

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会
平成28年1月22日(金)午後2時
本館2階大会議室

| 日程 | 事件番号 | 件名 | ページ |
|----|-------|--|-----|
| 第1 | | 会議録署名委員の指名 | — |
| 第2 | | 会期の決定 | — |
| 第3 | 承認第1号 | 臨時代理による事務処理の承認について (旧門真市立運動広場駐車場の廃止について) | 1 |
| 第4 | 議案第1号 | 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について | 4 |
| 第5 | 議案第2号 | 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程等の一部改正について | 7 |
| 第6 | 議案第3号 | 門真市立保育所条例等の一部改正の申出について | 13 |
| 第7 | | 諸報告 | 16 |

承認第1号

臨時代理による事務処理の承認について
(旧門真市立運動広場駐車場の廃止について)

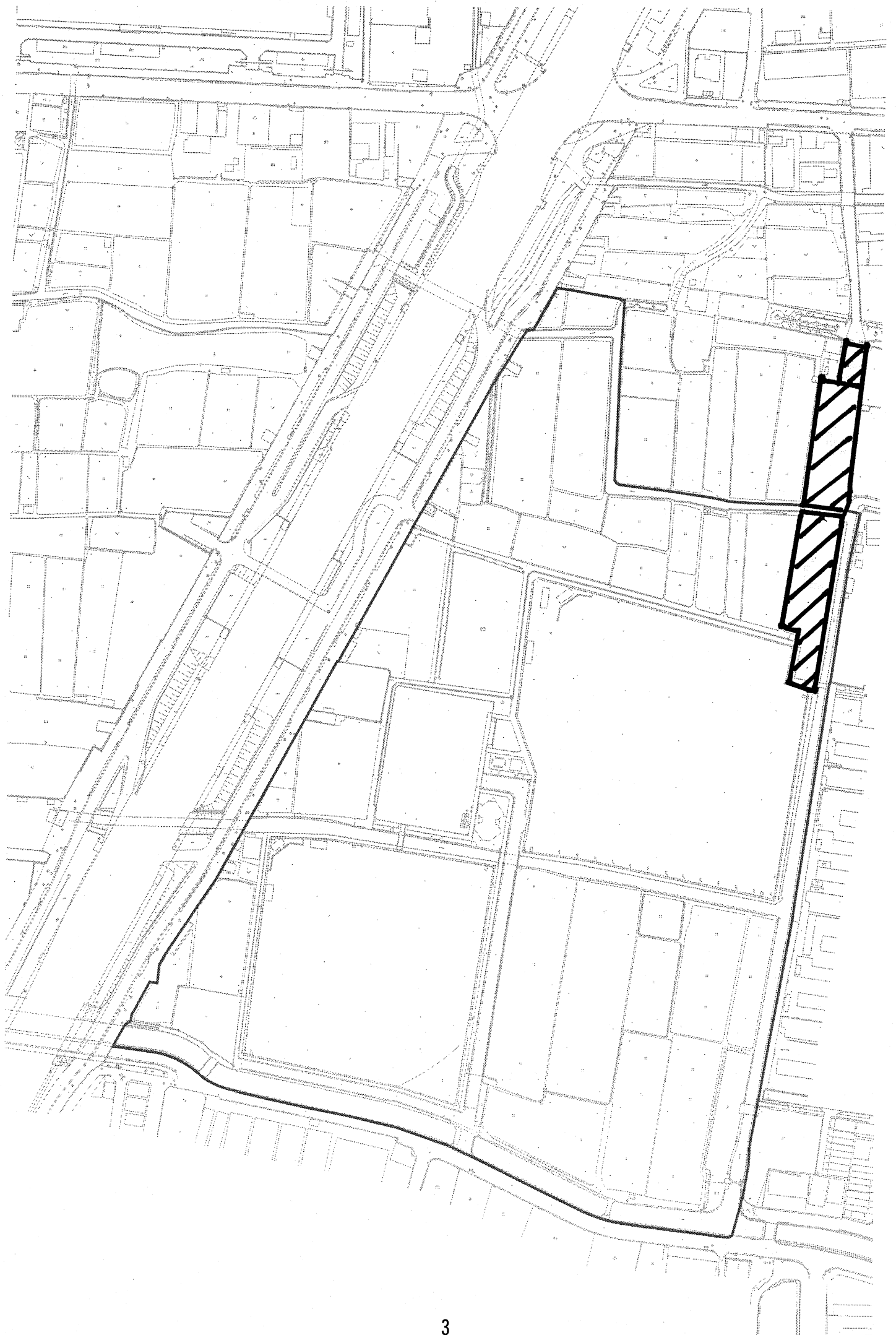
門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、旧門真市立運動広場駐車場の廃止に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年1月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

廃止をした教育財産

1. 廃止した教育財産 旧門真市立運動広場駐車場
2. 所在地 門真市大字北島495 外2筆
3. 廃止した敷地面積 公簿 2,336㎡
4. 廃止年月日 平成28年1月12日
5. 廃止理由 北島土地区画整理事業の実施に伴い、旧門真市立運動広場駐車場用地を北島地区土地区画整理事業地として提供するため。
6. 所管する課 総務部総務管財課



議案第1号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び門真市教育
機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年1月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

上席主任及び主幹を廃止するため、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

(門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に<u>主任、主任保育士及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>3 特定の事務を処理させるため必要があるときは、部に管理監、技監、教育監、総括参事、参事、副参事、上席主査及び主査（前項に規定する主査を除く。この項において同じ。）を、課に参事、副参事、上席主査及び主査を置くことができる。</p> | <p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、課に<u>上席主任、主任保育士、主任及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>3 特定の事務を処理させるため必要があるときは、部に管理監、技監、教育監、総括参事、参事、副参事、<u>主幹</u>、上席主査及び主査（前項に規定する主査を除く。この項において同じ。）を、課に参事、副参事、<u>主幹</u>、上席主査及び主査を置くことができる。</p> |

(門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正)

第2条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 門真市立図書館に館長代理、主任及び主査を、門真市立保育園に園長代理、主任保育士及び主査を、その他の教育機関等に主任及び主査を置くことができる。</p> <p>4 特定の事務を処理させるため必要があるときは、門真市立図書館、門真市立幼稚園、門真市立保育園及び門真市立こども発達支援センターに参事、副参事、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副参事、</p> | <p>(職の設置)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 門真市立図書館に館長代理、<u>上席主任</u>、主任及び主査を、門真市立保育園に園長代理、主任保育士及び主査を、その他の教育機関等に<u>上席主任</u>、主任及び主査を置くことができる。</p> <p>4 特定の事務を処理させるため必要があるときは、門真市立図書館、門真市立幼稚園、門真市立保育園及び門真市立こども発達支援センターに参事、副参事、<u>主幹</u>、上席主査及び主査（前項の主査を除く。この項において同じ。）を、その他の教育機関に副</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------|-----------------------------------|
| 上席主査及び主査を置くことができる。 | 参事、 <u>主幹</u> 、上席主査及び主査を置くことができる。 |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号

門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規
程等の一部改正について

門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程（平成18年門真市教育委員会規程第2号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を
求める。

平成28年1月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

上席主任及び主幹を廃止するため、所要の改正を行うにつき、本案を提出するもの
である。

門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程等の一部を
改正する規程

(門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程の一部改正)

第1条 門真市教育委員会事務局グループ制による事務処理に関する規程（平成18年門真市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 副参事 規則第3条第3項に規定する副参事をいう。</u></p> <p>(グループの編成等)</p> <p>第5条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 グループの構成員（グループ長を除く。以下「構成員」という。）は、課に配属された副参事以下の職員をもって充てることとし、グループ間の事務の関連性、事務量等を考慮して課長が必要と認めるときは、職員を課内の複数のグループに属させることができる。</p> <p>5 略</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>_____</p> <p>(グループの編成等)</p> <p>第5条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 グループの構成員（グループ長を除く。以下「構成員」という。）は、課に配属された上席主任以下の職員をもって充てることとし、グループ間の事務の関連性、事務量等を考慮して課長が必要と認めるときは、職員を課内の複数のグループに属させることができる。</p> <p>5 略</p> |

(門真市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正)

第2条 門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p><u>(15) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する管理監、技監、教育監、総括参事、</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 上席主任 規則第3条第2項に規定する上席主任をいう。</u></p> <p>(15) 略</p> <p><u>(16) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する管理監、技監、教育監、総括参事、</u></p> |

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|----------|-----------|----------|---------------------|---|----|------|---|---------------|----|----|----|------|----------------------------------|---|-------------------|----|----|----|------|---|--|--|---|-----------|----------|----|--------|----|------|---|---------------|----|----|----|------|---|---|-------------------|----|----|----|---------------------|---|
| <p>参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 1～3 略</p> <p>4 略 5 略 6 略</p> <p>(課長補佐が不在のときの代決)</p> <p>第14条 課長補佐が専決する事項について、課長補佐が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 人事に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>専決者 事項</th> <th>教育 次長</th> <th>部長</th> <th>次 長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>休暇及び欠勤に関すること。</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td>主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>宿泊を要する出張を命令し、その復命</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>主任補佐</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 | 専決者 事項 | 教育 次長 | 部長 | 次 長 | 課長 | 課長補佐 | 1 | 休暇及び欠勤に関すること。 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | 主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。) | 2 | 宿泊を要する出張を命令し、その復命 | 部長 | 次長 | 課長 | 主任補佐 | 略 | <p>参事、副参事、<u>主幹</u>、上席主査及び主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 1～3 略 4 <u>上席主任は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、自らも当該事務を処理する。</u></p> <p>5 略 6 略 7 略</p> <p>(課長補佐が不在のときの代決)</p> <p>第14条 課長補佐が専決する事項について、課長補佐が不在であるときは、<u>当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合にあっては当該上席主任が、当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合にあっては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</u></p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 人事に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>専決者 事項</th> <th>教育 次長</th> <th>部長</th> <th>次 長</th> <th>課長</th> <th>課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>休暇及び欠勤に関すること。</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td><u>上席主任</u> 主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>宿泊を要する出張を命令し、その復命</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td><u>上席主任</u> 主任補佐</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | | 項 | 専決者 事項 | 教育 次長 | 部長 | 次 長 | 課長 | 課長補佐 | 1 | 休暇及び欠勤に関すること。 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | <u>上席主任</u> 主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。) | 2 | 宿泊を要する出張を命令し、その復命 | 部長 | 次長 | 課長 | <u>上席主任</u> 主任補佐 | 略 |
| 項 | 専決者 事項 | 教育 次長 | 部長 | 次 長 | 課長 | 課長補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 休暇及び欠勤に関すること。 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | 主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 宿泊を要する出張を命令し、その復命 | 部長 | 次長 | 課長 | 主任補佐 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 | 専決者 事項 | 教育 次長 | 部長 | 次 長 | 課長 | 課長補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 休暇及び欠勤に関すること。 | 部長 | 次長 | 課長 | 課長補佐 | <u>上席主任</u> 主任主査(スタッフ職を除く。) 係員(スタッフ職を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 宿泊を要する出張を命令し、その復命 | 部長 | 次長 | 課長 | <u>上席主任</u> 主任補佐 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----|---------------------------|----|---------------|----------------|--------------------------------|-----|---------------------------|----|---------------|----------------|--------------------------------|
| | を受理すること。 | | スタッフ職 | | 職 | | を受理すること。 | | スタッフ職 | | スタッフ職 |
| 3 | 宿泊を要しない出張を命し、その復命を受理すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) | 3 | 宿泊を要しない出張を命し、その復命を受理すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) |
| 4 | 超過勤務及び休日出勤を命令すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) | 4 | 超過勤務及び休日出勤を命令すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) |
| 5 | 職務に専念する義務の免除を承認すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) | 5 | 職務に専念する義務の免除を承認すること。 | 部長 | 次長部に置かれたスタッフ職 | 課長補佐に置かれたスタッフ職 | 課長主任主査(スタッフ職を除く。)係員(スタッフ職を除く。) |
| 2 略 | | | | | | 2 略 | | | | | |

(門真市教育機関等事務処理規程の一部改正)

第3条 門真市教育機関等事務処理規程(平成18年門真市教育委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(16) 略 | (定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(16) 略 <u>(17) 上席主任</u> 規則第3条第3項の上席主任をいう。 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(17) <u>主任</u> 規則第3条第3項の主任をいう。</p> | <p>(18) <u>主任保育士</u> 規則第3条第3項の主任保育士をいう。</p> |
| <p>(18) <u>主任保育士</u> 規則第3条第3項の主任保育士をいう。</p> | <p>(19) <u>主任</u> 規則第3条第3項の主任をいう。</p> |
| <p>(19) <u>スタッフ職</u> 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、<u>上席主査及び主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員</u>をいう。</p> | <p>(20) <u>スタッフ職</u> 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、<u>主幹、上席主査及び主査並びに特定の事務の処理を命じられた係員</u>をいう。</p> |
| <p>(職務)</p> | <p>(職務)</p> |
| <p>第4条</p> | <p>第4条</p> |
| <p>1～2 略</p> | <p>1～2 略</p> |
| <p>3 <u>主任及び主任保育士は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、自らも当該事務を処理する。</u></p> | <p>3 <u>上席主任及び主任保育士は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、自らも当該事務を処理する。</u></p> |
| <p>4 略</p> | <p>4 <u>主任は、所属上司の命を受けて担当の事務を掌理するとともに、自らも当該事務を処理する。</u></p> |
| <p>5 略</p> | <p>5 略</p> |
| <p>(教育機関等の事務に係る専決)</p> | <p>6 略</p> |
| <p>第5条</p> | <p>(教育機関等の事務に係る専決)</p> |
| <p>1 略</p> | <p>第5条</p> |
| <p>2 門真市立幼稚園及び門真市立保育園の事務に係る専決事項（人事に関する事項に限る。）は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「園長」と、「課長補佐」とあるのは「園長代理」と、「<u>主任</u>」とあるのは「主任保育士」とする。</p> | <p>2 門真市立幼稚園及び門真市立保育園の事務に係る専決事項（人事に関する事項に限る。）は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「園長」と、「課長補佐」とあるのは「園長代理」と、「<u>上席主任</u>」とあるのは「主任保育士」とする。</p> |
| <p>(代決)</p> | <p>(代決)</p> |
| <p>第6条 図書館長が専決する事項のうち門真市立図書館に係る事項について、図書館長が不在であるときは、図書館長代理が代決し、図書館長が専決する事項のうち門真市立図書館門真市民プラザ分館に係る事項について、図書館長が不在であるときは、図</p> | <p>第6条 図書館長が専決する事項のうち門真市立図書館に係る事項について、図書館長が不在であるときは、<u>図書館長代理が置かれている場合にあっては図書館長代理が、図書館長代理が置かれていない場合にあっては当該事項に係る事務を担当する上席主</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>書館分館長が代決する。</p> <p>2 教育機関等の長（図書館長及び園長を除く。）が専決する事項について、教育機関等の長が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>3 図書館長代理又はセンター長補佐が専決する事項について、図書館長代理又はセンター長補佐が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>4～5 略</p> | <p>任が代決し、図書館長が専決する事項のうち門真市立図書館門真市民プラザ分館に係る事項について、図書館長が不在であるときは、図書館分館長が代決する。</p> <p>2 教育機関等の長（図書館長及び園長を除く。）が専決する事項について、教育機関等の長が不在であるときは、<u>当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合</u>にあっては当該上席主任が、<u>当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合</u>にあっては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>3 図書館長代理又はセンター長補佐が専決する事項について、図書館長代理又はセンター長補佐が不在であるときは、<u>当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれている場合</u>にあっては当該上席主任が、<u>当該事項に係る事務を担当する上席主任が置かれていない場合</u>にあっては当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。</p> <p>4～5 略</p> |

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

議案第3号

門真市立保育所条例等の一部改正の申出について

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）等の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年1月22日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）の施行に伴い、国家戦略特別区域限定保育士が創設されるにつき、本案を提出するもの。

門真市立保育所条例等の一部を改正する条例

(門真市立保育所条例の一部改正)

第1条 門真市立保育所条例(平成元年門真市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---------------------------------|
| (職員) | (職員) |
| 第4条 保育所に園長、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)その他必要な職員を置く。 | 第4条 保育所に園長、保育士_____その他必要な職員を置く。 |

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (職員) | (職員) |
| 第11条 1～3 略 4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(9) 略 5～6 略 | 第11条 1～3 略 4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士_____の資格を有する者 (2)～(9) 略 5～6 略 |

(門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (職員) | (職員) |
| 第24条 1 略 2 家庭的保育者は、委員会が行う研修(委 | 第24条 1 略 2 家庭的保育者は、委員会が行う研修(委 |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると委員会が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>3 略</p> | <p>員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると委員会が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>3 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

諸 報 告

| 番 号 | 報 告 事 項 |
|-----|--|
| 1 | 門真市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて |
| 2 | 第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメントの結果について |
| 3 | 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）のパブリックコメントの実施について |
| 4 | 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正について |
| 5 | 「平成28年門真市成人祭」の結果について |
| 6 | 音楽と活気のあるまちづくり推進事業報告について |

